

## コスタリカ政府移民局の対応について（続報）

コスタリカ移民局は3月16日に発表した外国人観光客の滞在期限について、以下の発表を行いました。概要は以下のとおりです。

1 昨年12月17日以降に入国した、外国人観光客については、滞在期限を2020年7月17日まで延長する（前回発表時点では滞在期間は5月17日まで）。

2 移民局ホームページによれば、この滞在期限については自動更新されるため、特段の手続きは不要との由です。

・コスタリカ移民局ホームページ：

<https://www.migracion.go.cr/Paginas/Medidas-Administrativas-COVID19.aspx>

3 なお、移民局は「当国にオーバーステイした者」および「期限の切れた外国人身分書を所持したまま滞在を続けている者」に対しては、4月21日より罰金または一定期間再入国禁止の措置をとる旨を発表しておりましたが、この罰則措置の導入は延期されており、実施時期も未定となっております。

本件に関しては、大使館でも最新の情報収集および発信に努めておりますが、皆様におかれましても各関係当局の発表や報道期間からの客観的情報などをご確認いただけますようお願いいたします。

### 【お問い合わせ先】

在コスタリカ日本国大使館 領事班

Tel : (506)2232-1255 Fax : (506)2231-3140

E-mail : [embjapon@sj.mofa.go.jp](mailto:embjapon@sj.mofa.go.jp)

URL : <http://www.cr.emb-japon.go.jp/japones/index-j.htm>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>